

令和6年10月

お客さま各位

## 当金庫へお届けの「在留期間満了日」を経過するお客さまへのお知らせ

拝啓 日頃は、平塚信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、平塚信用金庫では、日本に居住する外国籍のお客さまには、新規口座開設時に在留カード等をご提示いただき、国籍、在留資格、在留期間（満了日）等を確認させていただいております。

また、当金庫の預金規定では、印章、名称、住所、在留カード・特別永住者証明書の有効期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって口座開設店にお届けいただくこととなっております。

つきましては、お客さまからご提出をいただいております「在留期間満了日」が経過するお客さまには、更新後の在留期間満了日を確認させていただきたく、最新の在留期間満了日が記載されている在留カードの原本を通帳（またはキャッシュカード）とともにご持参のうえ、口座開設店にご来店いただきますよう、お願いいたします。

在留期間満了日以外にも変更のお届けが必要な場合は、お届け印も合わせてご持参ください。

お届けいただいている在留期間を経過した場合、お取引の全部または一部を制限させていただく場合もございますので、速やかに所定のお手続きをお願いいたします。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力をいただきますよう重ねてお願いいたします。

敬具